

報徳主義思想の展開と国家政策の課題

—京都における地方改良運動を通して—

並 松 信 久

要 旨

近代日本において日露戦争後に発布された戊申詔書は実効があらわず、地方改良運動は「上から」推進されたものであり、地主的支配体制を再編強化したものであるとされる。報徳主義思想は、この地方改良運動の思想的根拠となり、この再編強化に適合したものであるとされる。しかし、報徳主義思想の展開をみると、報徳思想がそのまま理念となるわけではなく、報徳思想が報徳主義思想へと変容して地方改良運動で利用されている。変容過程で報徳主義思想がもつ特徴は、通俗性・非政治性・没主体性・組織化などである。さらに報徳主義思想は宗教化という過程もたどる。

実際の京都における地方改良運動では、単に報徳主義思想が宣伝普及されたわけではない。実際の活動によって宗教化した報徳主義思想は否定され、地方改良事業講習会・模範例の蒐集・表彰などによって内務官僚の方針に適合する部分が強調される。それは単に道徳論や精神論の強調だけでなく、実態の綿密な把握や教育の重視などの浸透も導くことになる。

地方改良運動は報徳主義思想を理念として、かなり具体性のある事業を展開するが、それを受けとめる側は、結果的に勤儉貯蓄・質素儉約などの日常生活における規律の統制として受け入れる。この意味で報徳主義思想は地方改良を呼びながら、徐々に農村の実態とは乖離した精神主義へと陥っていく。

キーワード：報徳主義、報徳会、内務省、地方改良運動、京都

内容目次

1. はじめに
2. 地方改良運動と報徳主義思想の展開
3. 報徳主義思想の宣伝と京都における活動
4. 地方改良運動の限界と課題

1. はじめに

日露戦争後の1900年代初頭に、日本では地方改良運動という国家政策が実施される¹⁾。その理念には報徳主義思想（本稿では、二宮尊徳の報徳思想が変容した思想という意味で、報徳主義思想という用語を用いている）が持ち込まれる。この時期に報徳思想および二宮尊徳（1787-1856）が注目されたことは、それに関連する刊行物の出版点数からも明らかである。1900（明治33）年から1920（大正9）年までを列挙する（括弧内の数字が出版点数）²⁾と、

1900年（5）、1901年（7）、1902年（4）、1903年（5）、1904年（11）、1905年（0）、
1906年（6）、1907年（11）、1908年（35）、1909年（36）、1910年（19）、1911年（18）、

1912年(9)、1913年(4)、1914年(3)、1915年(6)、1916年(10)、1917年(3)、
1918年(2)、1919年(8)、1920年(7)

1907(明治40)年から1911(明治44)年までが突出している。この多くなった出版物には、報徳会講演集や地方改良運動関連の著書が多く含まれ、その思想宣伝活動が国家政策の高揚によって活発に行われたことを示している。報徳主義思想が日露戦争後の国民教化に果たした役割はきわめて大きなものがあるようである。しかしながら、国家政策の理念は報徳主義思想であることは、従来の研究でよく語られるものの、理念が持ち込まれる経緯や、その理念が実際にどのように活かされたのかについては、未だ明らかになっていない。

ところで報徳社は二宮尊徳の思想に基づく結社組織であり、明治期に結社目的の多様性を主張して、それを根拠に公益法人という形態を選択している³⁾。この一方で、報徳社とは組織上は無関係に(中央)報徳会が組織される⁴⁾。この報徳会は報徳主義思想を維持強化するために1905(明治38)年7月に岡田良平(貴族院議員・文部官僚)・一木喜徳郎(法制局長官・内務官僚)・井上友一(内務省地方局府県課長)・留岡幸助(巣鴨家庭学校長・社会事業家)・早川千吉郎(三井銀行専務理事)・鈴木藤三郎(衆議院議員)らによって組織されたものであり、静岡県を中心に普及している報徳社の中央団体ではなく、報徳社とは組織的に無関係なものとして設立される。そして報徳会活動の中心は、講演会、機関誌『斯民』などを通しての教化活動にある。したがって他の団体のように、直接的に地方社会の改良に動いたというわけではない⁵⁾。

一方、地方改良運動は日露戦争後の1908(明治41)年10月に「ぼしんじょうしょ戊申詔書」が發布され、それをきっかけに第二次桂太郎内閣の内務大臣平田東助(1849-1925)、内務次官一木喜徳郎(1867-1944)⁶⁾らの内務官僚を中心に推進された運動である⁷⁾。それは、日露戦争後の地方財政の補強と、地方公共団体や農村自治の再編強化を意図して行われる(平田東助は産業組合の設立に熱心であったことによって著名であるが、その平田東助も「産業組合は地方自治の予備校である」⁸⁾と位置付けている)。実施された事業は地方改良事業講習会の開催、模範町村の選定や表彰、町村基本財産形成のための部落有財産の統一などである。そして、その思想的根拠は報徳主義思想に求められ、当時の内務省は「報徳内務省」という俗称があったとされるほど、報徳主義思想の信奉者が多い⁹⁾。この地方改良運動に対する研究あるいは評価は、現在まで数多くなされている。その多くは、戊申詔書は実効があがらず、地方改良運動も「上から」推進されたものであり、地主的支配体制を再編強化したものであるととらえられている。報徳(主義)思想も、この再編強化に適合したものであるとされている。確かに一木喜徳郎が「(報徳思想の)其道德の標準を示されたのは戊申詔書」¹⁰⁾であると語っているように、国家による報徳主義思想の丸抱えという印象で受けとれる。しかしながら、もし報徳思想が国家によって容易に利用できる思想であるとしても、思想全体をそのまま運動あるいは政策に活かせるとは考えにくい。何らかの展開を経て、報徳思想は地方改良運動の思想的根拠に変容した(つまり、報

徳思想が報徳主義思想となる）と考えられないだろうか。

本稿では、地方改良運動に報徳会が関わるようになった経緯（主に機関誌『斯民』を資料にする）を概観し、さらに、その具体的な活動がどのような意味をもっていたのか、そして、報徳主義思想を通じて地方改良運動がめざした地域振興の問題点は何かについて考えていきたい。とくに本稿では、比較的活発に運動が展開された京都府の事例を取り上げ、できるだけ具体的な展開を考えていくことにする（活発というのは、地方改良運動の特徴である模範村のモデル化や講習会の開催が行われ、それに関する出版物も多く刊行されているという意味であり、他地方とは異なって京都府に特徴的な点が数多くあるという意味ではない）。なお報徳思想の変容については報徳会の組織以前にも当然あると考えられるが、本稿では煩雑となってしまうので直接的には取り上げない¹¹⁾。

なお本稿は、京都産業大学日本文化研究所・共同研究「京都の宗教文化に関する学際的研究」の成果の一部である。

2. 地方改良運動と報徳主義思想の展開

地方改良運動の実施は、戊申詔書を受けて内務省が1909（明治42）年7月に、第一回の地方改良事業講習会を開催し、これ以後、桂太郎内閣時代に合計5回の地方改良事業講習会が開催されることに始まる（地方改良事業講習会という名称が先行し、それに関連する表彰や普及宣伝などの種々の事業を総称して、地方改良運動と呼んでいる）。講習会の参加者は、各府県の郡長あるいは同程度の地位にある人で、この人々はそこで習った内容を各町村にもちかえり、地元で同様の講習会を開催する。この講習会で目的とされる「地方改良」の内容は、「自治団体における事務の改善、財政の整理を始め、経済殖産の開発、訓育風化の施設、矯風奨善の事業、勤儉貯蓄の奨励の如き、総てこの中に包含せられざるなし」とされる¹²⁾。自治体の事務の改善と財政整理とは、1888（明治21）年から1889（明治22）年にかけて7万余りの町村を1万3千の新町村に合併した結果の後始末という意味である。この合併にもかかわらず、実際の町村運営は旧町村を中心に行われていたので、政府は非効率であるとみなす。そこで旧町村所有の山林などを新町村へ統一し、行政町村を村落共同体の単位に再編することが、地方改良運動の目的の一つとなる。この目的に加えて、経済殖産の開発、訓育風化の施設、矯風奨善の事業、勤儉貯蓄の奨励などの目的と、報徳思想の実践（報徳社の設立主旨）が類似であることに内務官僚は注目する。もっとも、注目するというよりも内務官僚のトップは一木喜徳郎であるので、報徳主義思想が政策化されたといってよいのかもしれない（したがって、以下で引用する一木喜徳郎の見解は、内務省の見解を代表するものであるといえる）。

このような地方改良運動と同一歩調をとる報徳会は、1906（明治39）年4月から機関誌『斯民』を発刊している。その創刊理由は、

帝国戦後の経営としては、國人皆勉強して働らくこと最も必要なるべし、此主義を唱道するが為め、同志者と協力して、『斯民』と云ふ雑誌を発行することとせり、雑誌は専ら二宮尊徳翁の主義を研究し、広く之を世間に唱道するを以て目的とするものなり¹³⁾

とされ、その具体的な活動内容は

尚一般風気の作興、自治の経営、教育の発展、民力の充実に関する事業制度に至るまで、広く内外に渉りて、近代最新の識見を求め、之が講明の資料を世に紹介せんとす¹⁴⁾

とされる。この内容は、日露戦争後の財政危機を乗り切るため、増税を実施しようとする内務官僚の要請と一致している。『斯民』で語られる報徳主義思想は、まさに地方改良運動の理念となり、『斯民』の論文によって、この運動の事業内容が明確になっていく。

『斯民』誌上では、報徳思想のどのような点が強調されるのであろうか。一木喜徳郎は「国民に極く堅い確かなる気風を養成して行くといふことであります。此目的を達しますするには、どうしても此道徳と経済とを相調和した所の教に倚らなければならないと考へる」¹⁵⁾と語り、まず道徳と経済の調和を強調している。もっとも一木喜徳郎の主張する道徳とは、道徳全般のことではなく、「推譲」のことである。一木喜徳郎は「貧民の状態を成る丈改善して行きたい、労働者の境遇を成る丈宜くして行きたいといふことは、富んで居る者若くは政權を司って居る者がやるべき推譲の道である。此道を貧者たる者、若くば其推譲を受くべき者が自己の権利として主張するから、過りが起るのである」¹⁶⁾と説く。貧者の救済は、貧者の権利として行うのではなく、富者が自発的に行わなければならないと考えている。これが一木喜徳郎のいう推譲である。さらに「推譲は名誉の為に非ず、報酬の為に非ず、全く郷里に報じ國家に報ずるの一念に出づるのである」¹⁷⁾とされ、地域社会や國家に対する推譲の重要性が説かれる。実際に当時の町村財政の経費膨張は、戸数割および寄付金の相対的な増加によって支えられている（寄付金の増加は、緊縮財政で最も影響を受けた土木費の削減を埋め合わせるという意味ももっている）ので、町村では推譲が実践されていたといえるのかもしれない¹⁸⁾。一木喜徳郎は同じ論文において「自治制は推譲を基礎とし、更に大に國民の推譲心を長養して、憲政自治の基礎を鞏固にすべき目的を持て居るのである。推譲心の基礎なき自治制は、全く死物である。精神なき制度の残骸である」と語る¹⁹⁾。推譲が地域社会や國家レベルで説かれ、これを基本にして自治がある。こうして報徳主義思想で語られる推譲という精神を背景に、地方改良運動では政府による地方自治の指導が推進される。しかし、これに対して地域で反発があったというわけではない。むしろ容易に受け入れられている。内務官僚が上からの監督という形態を避け、町村の社会状況に配慮したことも影響しているが、何よりも報徳主義思想が日常道徳に根ざした実践性をもっていることが大きな意味をもったと考えられる（これは通俗性と言い換えられるかもしれない）。農村指導者として著名な山崎延吉（1873-1954）²⁰⁾は「報徳の結社は確かに農村自治の好手段であると云はねばなるまい」²¹⁾と述べて、農村にとって報徳主義思想は受け入れ易い考え方であると評価している。しかしながら、ここでいう自治には、当時の地主の地位向

上をもたらした政党政治の発生に対する危機意識が背景にある²²⁾。一木喜徳郎は政党政治の発生による「地方の政争は党派的関係より種々の弊害を醸成し地方の改良発展の上に極めて厭ふべき悪影響を惹起するもの尠からず」²³⁾と述べ、この危機的状況を回避でき、地方改良運動の精神的な支えとなるのが報徳主義思想であるという。これは「政治」から「行政」への移行を意味している。すなわち「政治」が地方住民の意識に到達することなく、その有効性をもち得ないので、その代わりに報徳主義思想を掲げて「行政」を施行していく方が有効性を発揮できることを示唆している²⁴⁾。この点で報徳主義思想は政治にはあえて関与しない非政治性（あるいは報徳社の非政党性）という特徴をもつ²⁵⁾。これによって国家と地方は政党の媒介なくして直接的に結びつく手段を獲得することになる²⁶⁾。

さらに報徳主義思想は、組織運営の主体を明確にしないままで展開をみる。報徳社活動ではその点を有志者ないし篤志家などに期待することが多いが、その具体的な規定はあいまいなままである²⁷⁾。一木喜徳郎によれば、当時は「自治体の監督即ち市町村の監督—監督といふよりは寧ろ指導と云つてよいのでありませうが、つまり教へると云ふやうなことをやつた（中略）例へば小さい山間の町村などがありますと予算と云ふものがあるが予算とは一体どういふものであるか、どう云ふ風にこれを作っていくのであるかと云ふことすらよくわからなかつたやうな有様」であるという。これは当時の町村制のとった名誉職制度（社会的威信と経済力をもつ有力者を行政に就かせる）の弊害の一つである²⁸⁾が、主体的な営みの多くは国家に依存するという体制が築き上げられていく。したがって報徳思想が本来もっていたであろう主体性（主体的な営みへの指向性）は、報徳主義思想では必要がなくなる。この点で報徳主義思想は没主体性という特徴をもつ²⁹⁾。報徳思想のもつ主体性を払拭し、国家政策による地方改良を推し進めるには、地方の主体的な活動は、むしろ必要ではない。たとえば、報徳社の実践活動の紹介なども必要ではない。内務省府県課長の井上友一（1871-1919）³⁰⁾の意思も「純然たる報徳主義の宣傳ではなくて、此趣旨を自治民政に施し、以て自治民政の振興を圖りたいといふ」³¹⁾のである。報徳会も報徳主義思想の直接的な宣伝機関としての役割を失っていく。実際に『斯民』誌上において1909（明治42）年頃を境にして、報徳思想をあつかった記事、あるいは従来までの報徳社活動を扱った記事は減少し、地方改良を説く記事が増加している³²⁾。しかしながら、官僚が指導監督をしていたとはいえ、実際には地方改良運動における事業の負担や責任は、地方自治体や住民に転嫁される。そして、ここで生ずる矛盾や問題に対しては、報徳主義思想の宣伝普及につとめる内務省囑託の留岡幸助の存在が必要となる（留岡幸助については後述）。内務官僚は責任をとったり負担を負ったりしないので、地方や住民の不満は、このような内務省のブレーンや報徳会のメンバーによって緩和されるという方法がとられる。

次に報徳主義思想を通じて強調される点は組織化である。内務官僚が地方改良運動で期待するのは、従来の名望家や篤志家の他に青年会や産業組合という組織である。まず、その具体的なモデルとなるのが、家族であり家庭である。『斯民』において「日本では、昔の通り個人から

家族を経て、公共団体に及ぶといふ様に、順次に組織するが好い³³⁾と語られているように、家族や家庭は個人と公共団体をつなぐものと強調され、その安定が求められる。そして、その担い手として女性を視野に入れる。報徳会は1910(明治43)年1月から『斯民家庭』という雑誌を刊行し始めるが、この雑誌を刊行した趣旨を「家庭の訓育、婦人の風化に資すべき、平易にして趣味ある、適当の読物を刊行するの必要を認め³⁴⁾」とする。家庭における女性の役割や、そのための教育の必要性を述べている。さらに組織化は家庭のレベルで止まるのではなく、青年団も対象とする。山崎延吉(当時は愛知県講農会長)は報徳主義思想の影響を受け、
 国運の発展を待つこと殊に急なるの今日、国力充実の最も切なるべき今の時、何人か之が弊を矯め、此趨勢を回復すべき者ぞ。曰く、青年者はなりと。然り、農村の青年者ならざるべからず³⁵⁾

と語って、農村青年へ期待を寄せている。青年団は地方改良運動において産業組合や農会と同様に、政府によって重視される組織となり、1911(明治44)年頃には、文部省・内務省の両省の奨励によって各地に青年団がつくられ、団体数約2万9千、団員数約245万人を数えるまでになる。内務大臣の平田東助は、「地方青年団誘掖」を唱え、青年団への指導監督の強化を訴える³⁶⁾。もちろん、この青年団をはじめとする小規模な地域団体の形成や強化は、内務官僚が考える行政町村制との結合を前提にしなければならない³⁷⁾。この意味で、主体的な組織化とはい言い難い側面を強くもつ。報徳主義思想の宣伝は活発になされるものの、組織化という側面についても前述の没主体性という特徴がみられるのである。

報徳主義思想は地方改良運動の理念として、以上のような展開を遂げていく。この報徳主義思想の宣伝普及にあたって、1900年から内務省地方局囑託(1914年まで継続)となる留岡幸助(1864-1934)は大きな足跡を残している。たとえば、1906年から1908年にかけてその編著書を列挙すると、編書『二宮翁と諸家』(人道社、1906年)、編書『二宮尊徳と劔持広吉』(警醒社、1907年)、編書『二宮尊徳と其風化』(警醒社、1907年)、著書『報徳一夕話』(警醒社、1908年)、著書『報徳之真髓』(警醒社、1908年)、著書『二宮尊徳翁逸話』(警醒社、1908年)のように、二宮尊徳と報徳思想に関する多数の編著書を集中的に刊行している³⁸⁾。周知のように留岡幸助はキリスト教徒であるが、留岡幸助のなかではキリスト教と報徳思想は矛盾するものではない。留岡幸助が報徳思想を知るのは1903(明治36)年2月に内務省参事官であった井上友一から静岡県の報徳社の調査を要請されたことに始まる³⁹⁾が、報徳思想に関心をもった理由は、おそらくキリスト教にない現実的な有効性をもつと感じたからであろう。そして留岡幸助にとってキリスト教をひろめ、自分の事業を实践するためにも、日本における既存の思想から学ぶことに抵抗はないようである。むしろ積極的に報徳思想に入り込んでいく⁴⁰⁾。そして報徳思想の役割を述べるにあたって、「二宮翁がやったからといっても、今日の時勢に適しないものは捨ててもよいのである。我々は翁の精神を学ぶべきであって、其形式を学ぶ必要はないのである⁴¹⁾」と述べる。留岡幸助にとって、報徳思想は宗教に相当するものとなる⁴²⁾。こうして

留岡幸助によって報徳主義という宗教が誕生する。そして地方改良運動による宣伝普及によって、この宗教「報徳教」が広まっていく。

もっとも報徳主義思想を宗教化するのには、留岡幸助のようなキリスト教徒ばかりではない。仏教界からも、その動きが生まれている⁴³⁾。地方改良運動では模範村の拠点として寺院の役割を見直すという動きがあり、各地の模範村の住職が紹介されている⁴⁴⁾が、その動きに呼応するかのようには、佐藤巖英（本願寺派の僧侶）は著書『二宮尊徳翁と佛教』（興教書院、1907年）において、二宮尊徳は「観音経を聞かれてからは、人道即佛道なりと云ふ悟了なり、自信なりが出来たと見へる」と述べて、仏教が報徳思想に及ぼした影響を強調する。さらに「不動尊に対する二宮翁の考へが、其儘佛の説き玉へる、不動明王経の意と一致するのである」と語り、二宮尊徳を「活きた大乘佛教者の手本」とまで述べる⁴⁵⁾。そして二宮尊徳の人生観や宇宙論を引き合いに出して、報徳思想と仏教が如何に類似しているかを強調する。このような宗教化は他でもみられ、実際には既存の宗教に直接的な関係がないものの、報徳教という用語が書名においてもよく使用されるようになる（書名ではないが著書のなかには「報徳宗」という用語もみられる）⁴⁶⁾。

また「自分の思ふには二宮先生の教訓は道理といふよりも寧ろ宗教であると言はねばなりません」というように異なる脈絡から報徳思想を宗教と考える柳田国男（1875-1962）の見解や、内村鑑三（1861-1930）による報徳会および留岡幸助に対する宗教批判も現れる⁴⁷⁾。さらに井口丑二（1865-1927）や石田伝吉（1875?-1939?）のように、報徳教を村落社会で独自に展開する事例もみられる⁴⁸⁾。

報徳主義思想は地方改良運動の展開のなかで、その趣旨が宗教であるという動きもみられる。報徳教という用語が使われていることが示すように、宗教化を強めているといえる。しかしながら、この方向に対してブレーキがかかる。井上友一は「報徳に関し留岡君はどう見て居るか」と私（相田良雄）に聞かれた。私は『留岡先生は報徳は道徳と経済の調和を図る一種の講社で、その趣旨は哲学であり宗教である』とまでいっていると答へたところ、宗教は困るなあといはれた」という証言⁴⁹⁾がある。内務官僚井上友一は報徳主義思想が宗教になってしまうと問題があると認識している。内務官僚による地方改良運動の目的が、国富増強にあるとすれば、報徳主義思想は「宗教的な道徳」ととどまらなければならない。宗教となるのは、明かな逸脱である。井上友一は政教分離を念頭において発言したと思われるが、宗教化は報徳主義思想が築いた非政治性と表裏一体となって現れてきたことでもある。このことは、実際に1875（明治8）年に設立された遠江国報徳社⁵⁰⁾の社則の第三条において「報徳ハ宗教ニ非ラズシテ道徳学ナリ其奥義ハ哲理ニ基ク然レドモ徒ニ高尚ナル哲理ヲ講ジテ極致ヲ見ル能ハザレバ却テ信念ヲ害ス」⁵¹⁾とされ、報徳思想が宗教でないことを明確にしていることから明かである。そこで内務官僚にとって、宗教ではないことを示すためにも、あるいは宗教化をとどめるためにも、報徳主義思想の実践による現実的な有効性が求められる。これは、1. 地方改良事業講

習会, 2. 模範例の蒐集, 3. 表彰という三つの事業形態で進められる⁵²⁾。そして、これらの事業は、地方改良運動が官僚の統治の拡大を円滑に進める意図があるとしても、町村住民の自発的協力をくみとる運動であることも考慮して実施されるものである。地方改良運動の成果を上げようとするれば、これらの事業を通して受け皿となる農民などの日常意識と行動に訴えるものでなくてはならないからである⁵³⁾。

3. 報徳主義思想の宣伝と京都における活動

二宮尊徳や報徳思想と、関西地方とくに京都との関係はほとんどないといってよい⁵⁴⁾。京都では近代における報徳主義思想の普及によって、二宮尊徳の思想に初めて触れたと考えられる。したがって報徳思想の直接的な影響を受けていないので、逆に地方改良運動の事業が、どのような意義をもち、どのような影響をもたらしたのかを解明しやすいといえる。ここでは当時の京都府下の農会や報徳会などを通じて刊行された以下の著書を手がかりにして考察していく。

京都府農会編『報徳彙集』, 京都府農会, 1908年

同編『報徳講演集』, 京都府農会, 1908年

京都府何鹿郡いかるが報徳会編『稲取美談』, 京都府何鹿郡報徳会, 1909年

京都府乙訓郡報徳会編『農村自治談』, 京都府乙訓郡報徳会, 1909年

京都府内務部編『京都府地方改良講演集』, 京都府内務部, 1912年

大森鍾一『自治制々定之顛末』, 中央報徳会, 1915年

京都で、このように多数の刊行物が出版されているのは、なぜであろうか。二つの要因が考えられる。一つは、編集を手がけている京都府農会の動向である。京都府農会は全国の府県農会のうちでもっとも早く1891(明治24)年に設立される。京都府下の農村では、すでに明治20年前後に農事改良を目的として、手作り地主を中心に「興農会」「農事会」などの有志農会(主に稲作技術の改良・普及に着手)が結成されている⁵⁵⁾。1891(明治24)年には府下に農会(あるいは農事協会)が183も存在している⁵⁶⁾。京都府農会の設立は、京都府の指導(当時の京都府知事北垣国道(1836-1916)の影響が強く、この意味で官僚主導である)によって行われている⁵⁷⁾。京都府農会は農業をはじめとする産業の振興にも、早くから取り組んでいる。とくに京都府農会の前身となる興農会は、宮中顧問官品川弥二郎(1843-1900)の指導を受けたときに、品川が信奉していた二宮尊徳の事績について教えられ、さらに農事試験を行っていた試作地(稲初の塩水選やビール麦の試作)を岡田良一郎(1839-1915)が視察に来たという経歴をたどっている⁵⁸⁾。すなわち、元々このような振興への取り組みが行われているところに、中央から地方改良運動が入り込んできたということである。刊行物の出版年順でみると、まず京都府農会が報徳関連の書籍を出版し、それから各報徳会が模範農村などを紹介する書籍を出版して

いる（京都の各報徳会のメンバーと農会のそれとは、ほぼ重なると考えられる）。

もう一つの要因は、岡田良一郎の長男岡田良平（1864-1934）が1907（明治40）年10月から1908（明治41）年7月まで短期間ではあるが、木下広次（1851-1910）初代総長の後を継いで京都帝国大学総長となったことである。文部官僚の岡田良平は報徳会の中心的なメンバーであり、弟の一木喜徳郎とともに地方改良運動の推進に大きな影響力をもっている。岡田良平は文部省時代に実業教育に力を入れているが、生涯にわたって文部行政に携わり、おそらく報徳思想の国家政策（とくに文部行政面）への導入には大きな力があつたと考えられる⁵⁹⁾。岡田良平は後に文部大臣となつてから宗教法案の成立に力を入れているが、わずかな期間であるとはいえ、京都帝国大学総長であつたことは、京都における地方改良運動に少なからぬ影響を与えたと考えられる⁶⁰⁾。これは岡田良平が、京都で開催される報徳講演会の発起人の一人となり、当時の京都府知事である大森鍾一（1856-1927）とともに発起人総代となつていることからわかる⁶¹⁾。

一般的に地方改良運動において内務官僚によって着手される事業に、地方改良事業講習会の開催がある。この講習会は1909（明治42）年7月に開催されているが、1917（大正6）年から中央報徳会に引き継がれる。もっとも報徳会では、すでに1907（明治40）年から報徳講演会を開催しており、地方改良事業講習会の先行形態となつている。報徳講演会は1907年に小田原（二宮尊徳の生誕地）で、1908（明治41）年に明石、1909（明治42）年に大分でそれぞれ開催されている。京都は明石での開催（8月1日と2日）後に、1908（明治41）年8月4日と5日に府立高等女学校（現京都府立鴨沂高等学校）において開催される。この時に『報徳彙集』および『報徳ノ栞』が配布され、講演の記録が『報徳講演集』として刊行される。『報徳彙集』は、その書名が表すように、江戸時代にさかのぼる京都の先人の事業や遺品の目録のような体裁をとる。ただし、その内容は報徳主義思想とは全くといってよいほど関係がない。それは、この著書の序文にも記されていることであるが、京都府農会は二宮尊徳が

其志之を事実施すに在りて、其实蹟多く関東に行はれ未だ関西に及はさりしを以てなる、其跡に就き之を見れば、或は異なる如くなるも、其理に因りて之を考ふれば、同じく聖人の遺経に基き、儒道の真理に拠るものにして、途を別にして帰を同じくする（読点は筆者）

と説明する⁶²⁾。二宮尊徳の事績は関西ではほとんど知られていないが、その本質は京都の偉人の事績と変わらないという。しかしながら、おそらく聴衆はほとんど二宮尊徳の名前さえ知らなかったであろう。国定教科書に「二宮金次郎」が掲載されるのは1904年以降であるので、金次郎の名前ぐらいは知っていたのかもしれないが、成人後の尊徳としての事績あるいは報徳思想については全くわからなかったであろう⁶³⁾。そうなると、京都に馴染みのある事績や遺品を頼りに、報徳主義思想を説明するしか方法はない。報徳主義思想の宣伝普及の手段として、聴衆にとって身近な事績を掲げざるを得ないのである。

それでは、この講演会において何が話題とされたのであろうか。『報徳講演集』によれば十七の講演と十二の談話が実施されている。講演では早川千吉郎（1863-1922）が「自治団体、公共団体の精神を研究する事は尤も報徳主義に合する所のもの」⁶⁴⁾と語り、さらに留岡幸助が推譲を「富者が社会公益の為に大なり小なりの慈善事業をな」⁶⁵⁾すことと語っている。講演者のなかで実際に報徳社の結社活動に参加しているのは、遠州報徳社副社長の山田猪太郎のみである。しかも山田猪太郎の講演は報徳結社の概略にとどまっている。すなわち講演内容は、当然に予想される展開であるが、実態に基づかない精神論となる傾向が強い。そこで、それを是正するために談話が設けられている。談話では、京都府下の地域振興や教育をテーマに各村の代表者による簡単な報告が行われる。談話は全体的に簡単な報告にとどまり、模範例の蒐集という意味合いが強く出ている。しかも『報徳彙集』と同様、それらは報徳主義思想に基づいて実践されたことではなく、結果的に報徳主義思想に通ずる事業であるという。主要な談話のなかには波多野鶴吉（1858-1918）による「蚕糸業振興」の報告⁶⁶⁾があり、「郡是製糸会社」の設立も、報徳思想に基づく事業と類似であるとされる。すなわち、談話では産業振興が重点的に語られ、精神論や道徳論は影を潜めている。京都府では、こういった事業を各地域でさらに拡大すべく、この講演会が開催された後、1908（明治41）年9月5日に綴喜郡宇治田原村青年会が報徳講演会の開催、9月6日に天田郡上夜久野村で報徳会の設立、10月（日は不明）に竹野郡報徳会の設立、12月13日に北桑田郡報徳会の設立、12月16日に船井郡報徳会の設立などのように、講演会の開催や報徳会の設立が相次いで行われる⁶⁷⁾。これら報徳会の活動の多くは、それまでに存在した農会の活動にほぼ重ね合わせたものとなっている。これら報徳会も講演会と同様、道徳や精神が語られるものの、産業振興という課題に重点が置かれている。

そして次の事業が模範例の蒐集である。しかもこの模範例は、どの町村でも身近に実行しうる可能性をもつ日常的なことでなければ実効性がない。さらに、それは政府の宣伝や育成によって一方的に作られたものではなく、農村社会に根強く生き続けている「醇風美俗」（伝統的な行動様式と組織原理）を基礎に行われているものでなければならない（もちろん、これは実効性を高めようとする内務官僚の意図である）。その典型的な事例として取り上げられるのが、全国三大模範村の一つとして顕彰された静岡県加茂郡稲取村である。京都ではそれを題材にした『稲取美談』が刊行される⁶⁸⁾。この著書は1908（明治41）年10月9日に、京都府何鹿郡立女子実業学校で行われた稲取村の村長田村又吉の講演に基づいて作成されている。1909（明治42）年に刊行される『農村自治談』もまた、田村又吉の講演に基づいて作成されたものであり、その内容は『稲取美談』と重なる点が多い。一般的に模範例とは、政府によって当初からモデルとして育成教化されたものではなく、町村社会に深く根を下ろし自生的に発展してきたものに他ならない。したがって模範例の設定は、いわば下からの自生的な成果を全国的に拡大しようとする点に重要性がおかれる⁶⁹⁾。京都の場合も、この国家政策の意図に沿ったものであるといえるが、模範例を受け入れる側でもあるので、模範例に対して、その実効性を問いかけると

いう側面をもつ。田村又吉は『稲取美談』や『農村自治談』において、労働の自覚（労働時間の工夫）、教育の重要性（学校教育・家庭教育・社会教育）、地主と小作人との推譲（相互扶助）、農産物選定の重要性（常備軍としての養蚕、予備軍としての柑橘、後備軍としての植樹）などを訴え、とくに村ごとに富貴となるための研究会（話し合いの場）を作るようにと語る（田村又吉は片平信明の杉山報徳社を模範例にしたと語っているため、その実施方法は報徳結社と酷似である）⁷⁰⁾。しかしながら、多くの人々にとって田村又吉の講演を聴いても、それに感激して同感するものの、実行に移すことは困難であると感じる。『稲取美談』には所感録が掲載されているが、ある村の村長が、

斯の如く一より十迄注意周到ならざれば其責を盡し難しと、なりましては甚だ苦心に感じました、故に翁の面前に於て必らず實行致しますと云ふ事は出来ぬのであります⁷¹⁾

と率直な感想を寄せている。この村長は、主体性の発揮という点で困難のあることを感じている。この意味で稲取村のような模範例をモデル化しても、各農村において、それがどのように役立つのかは、まったくの未知数である。さらに『稲取美談』では、農業に不利な環境下で様々な努力がなされたことが説明されるが、それを条件の異なる各農村に適用することは不可能である。むしろ各農村の特徴を把握して、それに応じて振興計画を練っていくとすれば、そこに生まれる独創性と、モデル化による画一性は相反するものとなる（あるいは、その可能性をもつ）。京都での地方改良運動は、このような矛盾を抱えていることを示唆している。

このような問題点を抱えたまま、京都では報徳講演会の実績を引き継ぐ形で、地方改良事業講習会が実施される。京都の地方改良事業講習会は1912（明治45）年6月8日と9日に岡崎の京都市勤業館で実施される。前述のように地方改良事業講習会はすでに1909（明治42）年7月から開催されている⁷²⁾が、その3年後に京都で開催される。京都では報徳講演会の開催と時期的にかなり近いこともあり、その講習内容には、ほとんど変化がない。具体的には、民政資料展覧会（会場は府立京都図書館）と称して様々な資料や遺品の展示（そのための調査も実施）が行われ、地方改良講演会として八つの講演が行われる。さらに優良団体と功労者の表彰も実施される。民政資料展覧会は、報徳講演会の時と同様、地方改良に関する遺品や資料の展示であるが、展示品に関しては『報徳彙集』のそれと酷似している。八つの講演は主に教育・自治・都市農村などを中心的な課題にして行われる。しかしながら、展覧会にしても講演会にしても、報徳主義思想自体が取り上げられることはほとんどない（少なくとも報徳の用語はみられない。ただし、後述の後継者育成の問題では報徳会の話題が出る）。地方改良運動の思想的根拠であるはずの報徳主義思想が取り上げられていないのは、いささか奇異に感じる点である。地方改良運動は報徳会による事業ではないので、いわば当然といえるのかもしれないが、内務官僚の政策意図は国富増強であり、官僚統制を理想とするので、報徳主義思想は地方改良運動の単なる手段と化している。もちろん報徳主義思想がまったく捨て去られたというわけではないが、通俗性・没主体性という報徳主義思想の特徴が、この傾向に拍車をかけている。地

方改良運動にとって報徳主義思想の根本を問う必要はない。

そこで報徳主義思想の存在意義が問われる。それは表彰という形態をめぐってである。地方改良事業講習会では団体や功労者の表彰も行われるが、講演において表彰の問題点が指摘される。内務書記官の中川望は、

既ニ表彰ヲ受ケタルコトヲ以テノ階段ト為シ一度表彰ヲ受クルヤ恰モ登山者ガ一歩一喘羊腸タル坂路ヲ登攀シ漸クシテ絶頂ニ達シタルガ如ク心弛ミ氣憊レ或者ハ停止シ或者ハ却ツテ坂ヲ下降スルガ如キ實例ガ往々表彰者又ハ表彰団体ニアルノデアリマス⁷³⁾

と、その問題点を語る。表彰された人物や団体は、その後の継続性がなく、表彰という事業が有効であるのかどうか疑問を投げかけている。しかし、これは単に表彰という手段を批判しているのではない。この手段の問題点を指摘した上で、報徳主義思想の存在意義を強調しているのである。すなわち、それまでの報徳会の課題を提示して、最も重要な問題は後継者の育成であると語る。名望家や篤志者による事業の後を継ぐ人材の育成が、何よりも重要であると語る(八つの講演のなかで、報徳に触れているのは、この部分のみである)。各地域における人材育成とは、言い換えれば、各地域の主体性の確保ともいえる。これは見方を変えれば、内務官僚は没主体性という特徴をもつ報徳主義思想を引き合いに出して、主体性の重要性を説かなければならないというジレンマに陥っているともいえる。したがって、なるべく報徳主義思想を前面に出さない方が、むしろ講習会は捗ったとも考えられる。

しかしながら京都の場合、地方改良事業講習会は前述のように報徳講演会という先行形態がある。これを無視するわけにはいかない。京都府知事の大森鍾一は、地方改良事業講習会の開催前の打合せにおいて、地方改良事業講習会の開催に至った経緯を述べ、報徳講演会による成果も寄与していることを述べる。そして「自治制度ノ精神ヲ貫徹スル方法」と題して、「報徳主義デ大切ナル推譲ト云フコトハ自治ノ精神ヲ發揮セシムル上ニ大切ナルモノデ村民ニ推譲ノ徳ガナケレバ自治ノ精神ガ發揮セナイ、村民ノ一致協力ト云フコトモ出来ヌ」と語り、報徳主義思想の推譲を前提にしなければ、自治精神の発揮ができないと説明する⁷⁴⁾。その後、大森鍾一は京都で開催された自治制度に関する講演をまとめ、著書『自治制々定之顛末』を刊行する。この著書では報徳主義思想そのものに言及することはないが、自治制度の整備も模範例の設定と同様、いわば下からの自生的な成果を全国的に拡大することが重要であるとしている。大森鍾一によれば、明治期になって自治は「住民社会独立ノ区画」⁷⁵⁾として出発するが、1888(明治21)年の市制・町村制公布によって、行政上の基礎単位として行政町村が創出される。独立の区画とは旧来の自治村落と行政町村が重なり合う場を意味するが、もちろんこれらが重なるわけではない。大森鍾一は山県有朋(1838-1922)の意を受けモッセ(Albert Mosse, 1846-1925)などの学説を紹介して、行政町村の確立を訴える⁷⁶⁾。しかしながら実際は旧来の農村社会の割拠性によって、その企図は妨げられる。大森鍾一にとって、その障害をなくすことが地方改良運動の目的の一つである。したがって大森鍾一は、旧来の農村社会を基礎にする報徳主

義思想と新たに確立していこうとする行政町村制の狭間に立たされる。大森鍾一は行政町村制を推進する立場にあり、その思想的背景を求めている。しかし報徳主義思想は、その背景とはならない。大森鍾一は報徳主義思想の前提を重視するものの、実際には報徳主義思想を捨て去って行かざるをえない。

一般的に地方改良運動では様々な事業が実施されるが、町村は確立運動によって集大成される。各町村では町村の実状を克明に調査し、国是・県是に沿って町村是を樹立して、計画的に運動を推進していこうとする（町村是は、地域によって農事調査と呼ばれている）。京都においても町村是調査の実施の重要性が説かれる⁷⁷⁾。町村是調査の重要性は広く説かれたようであり、東大教授の矢作栄蔵（1870～1933）⁷⁸⁾などは「地方改良は、即ち農村の開発といふべきであらうから、中央報徳会に於て、難村の経済状態、小農の生活状態等を精細に調査し、救済改善の途を講ぜられたい。成績の良き模範的農村の事績を紹介するのみが開発の實を挙ぐる所以ではなからうと信ずる」⁷⁹⁾という理由で模範例の蒐集や紹介には否定的であり、現状を把握することがまず重要であり、そのための調査は欠かせないとする（歴史をさかのぼれば、二宮尊徳による報徳思想の原点は、ここにあるといっても過言ではない⁸⁰⁾）。さらに井上友一は「二宮翁ガ庶民安堵ノ法ヲ立テ、難村復興ノ仕法ヲ定メントスルヤ、先ヅ精細ニ実情ノ調査ヲ」⁸¹⁾行ったものだとし、報徳主義思想を町村是調査の意義に結びつける。このような意見に応じて京都では、1910（明治43）年に農家経済調査が、1924（大正13）年に農業経営調査が行われる⁸²⁾。その目的は、模範となる「中庸ノ農家」を選定することにある（これ以降の農業普及に関わる調査の原型となる）。

報徳会の機関誌である『斯民』誌上でも、実際に町村是調査を手がけた人の経験や調査方法が掲載される⁸³⁾。しかしながら、徐々に町村是調査を実際に実施しようとする動きよりも、町村是を精神主義的ないし観念的に捉えていこうとする動きの方が強くなる⁸⁴⁾。たとえば、西内天行『地方革新講話』（一二三館、1911年）によれば、「近頃はドコの町村是を調べて見ても、最後には風俗の改良とか、風教の刷新とかいふことが加へられている」が、これは付け足しにすぎず、町村是は「精神基礎を養ふことを忘れ」と批判して、「町村是の大義大本は乃ち報徳主義であらねばならぬ」という。これに関して、すでに第一回地方改良事業講習会において柳田国男が町村是調査の問題点を指摘している。柳田国男（当時は法制局参事官）は「農業経済談」という講演において、

是迄大分の金を掛けてこしらへ上げた各地方の村是なるものは、未だ十分に時世の要求に應じ得るものではありません。成ほど所謂「将来に對する方針」の各項目を見れば、一としてよくない事は書いて無い、之を徹底して實行すれば必ずそれだけの利益がありますから、無きに勝ること萬々ではあります。如何せん實際農業者が抱いて居る経済的疑問には直接の答が根つから無い。それと云ふのが村是調査書には一の模型がありまして、而も疑を抱く者自身集つて討議した決議録では無く、一種製圖師のやうな専門家が村々を頼ま

れてあるき、又は監督廳から様式を示して算盤と筆とで空欄に記入させたやうなものが多いですから、此村ではどんな農業経営法を採るが利益であるかと云ふ答などはとても出ては來ないのです⁸⁵⁾

と語る。町村是調査の形式性や町村是の觀念性を指摘しているが、まさに模範例の蒐集や表彰の場合と同様の問題に突き当たるとのことである。この形式性や觀念性の間隙を埋めるように入り込んでくるのが、報徳主義思想ということになる。つまり、この町村是調査（報徳主義思想と結合したもの）は、報徳思想の原点ともいべき実態調査とは似て非なるものといえる。

以上のような地方改良運動によって一応の成果をみた事例、あるいは模範例が、内務省編『地方改良實例』（内務省地方局、1912年）にまとめられている。京都府下では五つの事例が出ている。(1) 教化事業として京都府與謝郡須津小学校附設の子守教育、(2) 同じく教化事業として京都府加佐郡河守上村二侯青年會、(3) 公益団体として京都府何鹿郡吉美報徳社、(4) 同じく公益団体として京都府何鹿郡綾部町報徳小忠會、(5) 篤志家として京都府熊野郡海部村岡田忠藏である⁸⁶⁾。(1)は1909(明治42)年頃に小学校校長によって教えられた子守歌が教化活動(主に忠孝・孝行・修身の教化)に効果があったということであり、(2)は1893(明治23)年に創設された青年夜学会が地域の青年に対する教化活動の中心となったということである。とくに(2)は『地方改良實例』では紹介されていないものの、1908(明治41)年創立の京都府立河守蚕業学校を通して、地域の養蚕業の発展に寄与している⁸⁷⁾。(3)は1894(明治27)年に設立された報徳社が、講演会の開催、長期低利の貸付、養蚕業への精神面での寄与があったとしている⁸⁸⁾。(4)は資金貸付を行って実績を上げている。(5)は養蚕業の発展に貢献し、蚕業講習所所長となっている人物の紹介である。これら五つの事例は京都に特徴的というわけではなく、全国的に類似の事例が紹介されている。ほとんどの事例は各地域に特徴的なこととして紹介されているが、地方改良運動は国家政策として実施されているので、事例紹介はモデル化への道をたどる。モデル化にあたって、その根本的な基準となるのは、もちろん報徳主義思想である。京都の場合、公益団体として報徳社の事例が紹介されているものの、その地域的な特徴である養蚕業との結びつきは明かでない。そして他の事例は養蚕業について語られているが、報徳主義思想との結びつきは明かでない。つまり京都の事例でみる限り、報徳主義思想と地域的な特徴とは乖離している⁸⁹⁾。また、ほとんどの町村是調査の場合、その調査項目では各町村の特徴点は二、三にとどまり、ほとんどが共通している⁹⁰⁾。すなわち、模範例の紹介や表彰のみでなく町村是調査も、本来的には地域の特性を際立たせるものとならなければならないが、地域の画一化あるいは同一化を招いてしまっている。結局、成果のあった事例の紹介を通して、それまでの問題は残されたままなのである(この問題は、現在の地域振興策においても解決されていない)。

4. 地方改良運動の限界と課題

地方改良運動は報徳主義思想を理念として推進される。報徳主義思想は、その展開過程において通俗性・非政治性・没主体性・組織化という特徴をもつ。地方改良運動の理念となるのも、このような特徴があったからである。しかしながら、これらの特徴は、大きな問題点をもっている。没主体性は、国家政策の理念となるには適切であるのかもしれないが、地域振興を導き出そうとすれば、大きな障害となる（これは地方改良運動に限らず、多くの地域振興政策をみれば明らかである）。通俗性はどのような状況にあっても受け入れられるという普遍性をもっている反面、各地域がもっている地域性や歴史性を問わないことになり、これは地域の個性を失うことになり、ひいては地域の独創性を無くすことにも通ずる。この点は組織化も同様であり、これは相互扶助を強調する一方で、横並びを強制することに通じ、通俗性と同様に、独創性を奪いかねない。したがって地方改良運動が地域の活性化をめざしていたとすれば、むしろ皮肉なことに、それを削いでしまうことになってしまっている。

地方改良運動という国家政策から我々が何らかの示唆を得ようとするれば、地方改良運動と報徳社運動との違いを明らかにすることが重要である。一木喜徳郎は、報徳社の存立と報徳主義思想による教化との違いについて、

報徳社が教化団体中に在て最も大なる強みを持つ居る所は、地方に鞏固なる根柢を有することであり。此根柢が無かつたなら、如何に有益なる講演や講習を行うても其利益は一時に止まり、永く効験を将来に留むることは出来ません。

と語る⁹¹⁾。この「鞏固なる根柢」とは何か。端的には、農村社会あるいは地域社会ということであろう。もちろん、農村社会は行政村のことではない。ここで重要なことは、農村社会自体では発展性をもたないということである。一木喜徳郎も指摘しているように、その発展は外部から与えられる講演や講習という要因では、一過性にとどまる。永続性をもたせるにはどのようにすればよいのか。それは地方改良運動の模範例や表彰においても多く指摘されたように、農村社会内での人材育成が必要とされる（稲取村における田村又吉の中心課題である）。これは学校教育にとどまらず、家庭教育・社会教育など教育全般に関わっている⁹²⁾。この点で、地方改良運動とは異なる経路で展開している「二宮金次郎」（報徳主義思想に基づく）が活かされるのかもしれない。地方改良運動による地域振興には限界があったといえるのかもしれないが、教育という側面は無視できないと考えられる。これは他の政策ではあまりみられない地方改良運動の特徴であり、法令・通達の施行によって何らかの改革が達成されるというよりも、改革は何よりも人材によるという内務官僚の発想が活かされた結果である⁹³⁾。もっとも、ここで報徳主義思想に大きな矛盾のあることがわかる。すなわち、報徳主義思想は一方では、農村社会において相互扶助ないし横並びを強調し、他方では個性ないし独創性を強調する⁹⁴⁾。前者

は主に内務官僚による組織化の推進であり、後者は文部官僚による勤儉力行の人材育成（二宮金次郎を手本とする）である。ところが日本の農村社会は一木喜徳郎のいうように「鞏固なる」ものであるため、後者によって崩れるようなことはなく、ひたすら前者の考え方が重視され、結局、後者は農業以外の都市化・工業化という展開のなかで活かされていく。

ところで報徳主義思想を活かそうとする地方改良運動の重要な側面は、中央財政からの補助を減らした上での地域振興政策であり、その一方で、その推進のために農村社会を壊して行政町村を共同体に転化しようとするものである⁹⁵⁾。そのために京都の場合にみられるように、単に精神論や道徳論を強調するのではなく、実態をより綿密に把握することが報徳会の使命として与えられる。精神論や道徳論の限界に直面して、それを乗り越えようとする試みである。そして実態の綿密な把握にあたって、注意すべき点が表示される。たとえば、「今後の農村問題を研究するには、農村に於ける種々の制度、習慣、農村に対する他人の観念、態度と、農民の心理状態との間に、今や大なる罅隙かびきの存することを無視してはならぬ⁹⁶⁾」というように、農村の本質と現象との隔たりに注意しなければならないとされている。しかし、実態の綿密な把握という動きが現れているにもかかわらず、大正デモクラシーの高まりとともに、報徳主義思想は次のような危惧の念をもつ。

段々と新しい思想に動かされまして、自己本位と申すやうな考へが、勢を得て参りますやうに思はれます。自分だけの幸福と利益とを図って行く。世の為め、人の為め、公共のためなどといふことは、全く顧みない。ただ自分だけが、我儘を通ほして行きさへすればよい。此の如き思想が、新らしい文明と一所に、我邦へ輸入競られまして、其れが中々の勢を得て来たやうに思はれます。箇様な思想は、我邦社会組織の根本である所の家族制を打ち壊はすものではありませんまいか。一家の繁栄、幸福を進めて行くといふ思想と、正反対な銘銘我儘を働いて行くといふ考へが、段々勢力を得るやうになって参りますのは、國家の基礎に影響する所なきものでございませうか⁹⁷⁾

という危惧である。そして、このような危機感に押されるように西欧化に対する防御措置として国体原理が次第に確立していく。報徳主義思想は国体原理と結びつけられ、それによって農本主義思想のレッテルが張られていく⁹⁸⁾。報徳主義思想では、「國家の主義方針に背反せずして、國家の一分子たる義務を果す、是が即ち自治である⁹⁹⁾」とされ、報徳主義思想はやがて國家を意識したものとして語られる。報徳主義思想が農本主義思想の一つであるとされる場合、この國家意識が前提となる。

国家政策である地方改良運動の政策主体は、いうまでもなく内務省である。そして、その内務省の理想は官僚統制による国富増強である¹⁰⁰⁾。しかし官僚の意図とそれを受けとめる側では、現実的に大きな違いがある。報徳主義思想の通俗化によって浸透力を強めたとしても、さらに地方改良事業講習会・模範例の蒐集・表彰という三つの具体的な事業に訴えても、それを受けとめる側は、結果的に勤儉貯蓄・質素儉約などの日常生活における規律の統制として受け

入れる¹⁰¹⁾。地方改良の手段であったはずの勤儉貯蓄・質素儉約は、地方改良運動以後には、やがて手段ではなく、目的へと転化する。国体原理と結びつけられた報徳主義思想が、その過程で大きな役割を果たすことは言うまでもない。そして、報徳主義思想は地方改良（あるいは農村更生）を叫びながら、徐々に農村の実態とは乖離した精神主義へと陥っていく。しかしながら、これは報徳主義思想に限ったことではない。国家が宣伝する「地方」には、常にこうした矛盾がつきまとっている。この意味で、国家政策は常に地域の独創性（あるいは多様性）を含むことに限界のあることがわかる。地方改良運動は大正期に入る頃から下火となるが、その効果は実際には確かめがたい¹⁰²⁾。しかしながら、この後、経済危機・社会不安が深刻化するたびに、国家政策によって繰り返される地方への働きかけ（経済自力更生を促すことと、その背景となる精神論の強調）という原型が、この時期に形成されたことはまちがいない。

注

- 1) 地方改良運動の発端と展開については、宮地正人「地方改良運動の論理と展開―日露戦後の農村政策（一）（二）」（『史学雑誌』、第79編8・9号、1970年を参照）。
- 2) 二宮尊徳百二十年祭記念事業会編『二宮尊徳研究文献目録』、龍溪書舎、1978年、5～20ページ。
- 3) 拙稿「報徳思想の展開と結社運動」（『農林業問題研究』、第74号、1984年、31～8ページ）。報徳社活動については、前田寿紀「『日本報徳運動雑誌集成』解題」（『日本報徳運動雑誌集成 別巻』、緑蔭書房、1997年、3～44ページ）を参照。
- 4) 報徳会は、当初は「報徳会」という名称を使っているが、大正元年から「中央報徳会」という名称になる。
- 5) 報徳会の活動については、酒田正敏「解題」（内政史研究会・日本近代史料研究会編著『『斯民』目次総覧』、龍溪書舎、1980年、1～17ページ）および岡田洋司・山本悠三「『報徳会』運動の論理とその展開」（鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗2』、日本評論社、1982年、183～228ページ）を参照。
- 6) 一木喜徳郎については一木喜徳郎『一木先生回顧録』、一木先生追悼会、1954年、および堀内良『一木喜徳郎伝』、大日本報徳社、2003年を参照。
- 7) 加藤房蔵編『伯爵平田東助傳』、平田伯傳記編纂事務所、1927年、126～8ページ、および佐賀郁朗『君臣平田東助論』、日本経済評論社、1987年、132～61ページ。内務官僚の思想的特性については、橋川文三「地方改良運動の政治理念」（児玉幸多・林英夫・芳賀登編『地方史の思想と視点〈地方史マニユアル1〉』、柏書房、1976年、129～45ページ）を参照。内務省と内務官僚の行政上の特徴については、水谷三公『官僚の風貌』、中央公論新社、1999年、168～87ページ、および百瀬孝『内務省』、PHP研究所、2001年を参照。
- 8) 平田東助「創刊之辞」（『産業組合』、第1巻1号、1906年）。
- 9) 石田雄『明治政治思想史研究』、未来社、1954年、188～90ページ。
- 10) 一木喜徳郎「智識と道徳」（『斯民』、第5編3号、1912年、14ページ）。
- 11) この点については、前田寿紀「『二宮尊徳五十年記念会』以前における報徳社とその周辺」（『金沢大学大学教育開放センター紀要』、第12号、1992年、41～81ページ）。
- 12) 内務省編「第一回地方改良事業講演集 上」、内務省、1909年、序1～11ページ（神谷慶治監修『地方改良運動史資料集成』第四巻、柏書房、1986年、4～7ページ）。
- 13) 牧野伸顕「二宮翁の人格と現今の教育」（『斯民』、第1編4号、1906年、1ページ）。
- 14) 「開刊の辞」（『斯民』、第1編1号、1906年、3ページ）。
- 15) 一木喜徳郎「道徳経済一致の大意」（『斯民』、第2編10号、1908年、19ページ）。

- 16) 一木喜徳郎「推譲の精神」(『斯民』, 第2編6号, 1907年, 13ページ)。
- 17) 一木喜徳郎「自治と報徳」(留岡幸助編『穂徳之真髓』, 警醒社書店, 1908年, 101ページ)。
- 18) 大島美津子「地方財政と地方改良運動」(古島敏雄・和歌森太郎・木村礎編『郷土史研究講座7 明治大正郷土史研究法』, 朝倉書店, 1970年, 60～70ページ)。
- 19) 産業界でも同様の意見がみられ, 早川千吉郎は推譲概念から信用概念を導き出し, 「産業の基礎は, 信用に在り。信用の存する所は, 如何なる取引と雖ども, 安心して之をなし得べき也。安心して取引し得べきが故に, 繁栄則ち来る」と語っている。早川千吉郎「既往三年を回顧す」(『斯民』, 第4編2号, 1909年, 7ページ)。
- 20) 安達生恒「山崎延吉—農本思想を問い直す」, リプロボート, 1992年を参照。
- 21) 山崎延吉「農村自治の研究」(近藤康男編『明治大正農政経済名著集22』, 農山漁村文化協会, 1977年, 197ページ)。
- 22) この危機意識の背景には, 原敬(政友会)などが考える有志者・篤志家を政友会という政党に組織化しようとする政治構想と, それに対して山県有朋や桂太郎などが考える行政ルートを通して有志者・篤志家を把握し, それを地方自治の基礎にしようとする政治構想との対立がある。一木喜徳郎は, もちろん後者の考え方に立っている。田中和男「『地方改良』と留岡幸助—その思想と行動をめぐって」(『キリスト教社会問題研究』, 第28号, 1980年, 175～205ページを参照)。
- 23) 一木内務次官「地方改良の方針」(『毎日新聞』, 明治42年7月26日)。
- 24) 橋川文三によれば, 政治(国政)に対する行政の意味の発見であるという。橋川文三, 前掲論文, 1976年, 139～40ページ。
- 25) 報徳社も結社でありながら政治結社としての側面は希薄である。宮地正人「地方改良運動における報徳社の機能」(『史学雑誌』, 第80編2号, 1971年, 1～21ページ)。
- 26) 有泉貞夫「明治国家と民衆統合」(『岩波講座日本歴史17 近代4』, 岩波書店, 1976年, 222～62ページ)によれば, 報徳主義思想を使って政党勢力の拡張を押さえ込もうとした官僚の意図は貫徹されなかっただけでなく, 地方改良運動の実施自体が政党の活動領域を拡張する結果となる。
- 27) 各地域での有志者や篤志家と呼ばれる人々は, 単に「地主支配」とか「名望家支配」という用語では表せない多くの役割を担っていたと考えられる。田中和男「近代日本の「名望家」像—地方改良運動での「篤志家」と民衆」(『社会科学』, 第37号, 1986年, 250～82ページ), 住友陽文「近代地方自治制確立期の地方行政—地方改良運動と地域運営秩序」(『日本史研究』, 第368号, 1993年, 83～109ページ), および高久嶺之介『近代日本の地域社会と名望家』, 柏書房, 1997年を参照。
- 28) 大島美津子『明治国家と地域社会』, 岩波書店, 1994年, 226～7ページ。
- 29) この点は, 「宗教」についても同様で, 留岡幸助は, 報徳は「神儒仏正味一粒丸」であり, 特定の宗教を用いていないので, 取り上げやすいと語っている。留岡幸助「報徳主義と農村の改良」(『斯民』, 第2編5号, 1907年8月)を参照。
- 30) 1893(明治26)年に内務省に入り, 主に県政局(明治31年に地方局に改称)に勤務している。地方改良運動では, 地方改良事業講習会には, 第1回から第5回まで毎回出席し, 積極的に推進している。井上友一は, 地方改良運動のみでなく, 感化救済事業講習会の開催, 中央慈善協会の創立などに貢献している。1915(大正4)年から東京府知事となり在職中に病没している。近江匡男編『井上明府遺稿』, 大空社, 1987年を参照。
- 31) 相田良雄「明府井上友一博士評傳」(『教育』, 第5巻12号, 1937年, 53ページ)。
- 32) 内政史研究会・日本近代史料研究会編著, 前掲書, 1980年を参照。
- 33) 荘田平五郎「自治と報徳」(『斯民』, 第4編7号, 1909年, 13ページ)。
- 34) 『斯民』, 第4編11号, 1909年, 1ページ。
- 35) 山崎延吉「農村と青年」(『斯民』, 第5編2号, 1910年, 12ページ)。
- 36) 山崎延吉「地方改善の要素」(『斯民』, 第6編2号, 1911年, 2～7ページ)。
- 37) しかし, たとえば青年団の育成は, 従来までの若者組の解体を意味する。このような地方改良運動の現状に対する柳田国男の提起した問題意識が, 『農業政策』や『遠野物語』として結実する。藤井隆至「柳田国男 経世済民の学—経済・倫理・教育」, 名古屋大学出版会, 1995年を参照。
- 38) 留岡幸助がとらえる二宮尊徳像や報徳思想については, 守屋茂「留岡幸助と報徳思想」(『キリスト

- 教社会問題研究』第28号、1980年、29～51ページ)、村山幸輝「留岡幸助の二宮尊徳論」(『キリスト教社会問題研究』第33号、1985年、30～75ページ)、小林仁美「キリスト者留岡幸助の二宮尊徳観」(『人間文化研究科年報』(奈良女子大学大学院人間文化研究科)、第4号、1989年、45～54ページ)を参照。報徳思想への接近は、同志社時代に影響を受けた階級調和論によっている。奥谷松治「日本における農本主義思想の流れ」(『思想』第407号、1958年、687ページ)。
- 39) 中央報徳会編『留岡幸助報徳論集』、中央報徳会、1936年、2～3ページ、および留岡清男『教育農場五十年』、岩波書店、1964年、26～33ページを参照。こういった視察や調査はよく行われ、当事者に大きな影響をもたらす。前田寿紀「二宮尊徳翁五十年記念会」発起人による報徳社視察・調査」(『金沢大学大学教育開放センター紀要』第11号、1991年、79～114ページ)を参照。留岡幸助がなぜ内務官僚のブレンとなり、デマゴグ的な役割を担うようになるのかは興味深い問題である。これについては遠藤興一「報徳思想と留岡幸助」(『キリスト教社会福祉学研究』第13号、1980年、52～65ページ)を参照。もちろん、留岡幸助がブレンとなって民衆を抑圧する役割をもったとはいえない。兼田麗子『福祉実践にかけた先駆者たち—留岡幸助と大原孫三郎』、藤原書店、2003年、57～94ページ。
- 40) 中央報徳会編、同上書、564～71ページ、および高瀬善夫『一路白頭—に到ル—留岡幸助の生涯』、岩波新書、1982年、152～5ページ。
- 41) 留岡幸助「時代の進運と報徳社の態度」(『斯民』第6編12号、1912年、87ページ)。
- 42) 小林千枝子「官製「自治」概念の成立とその教育面への適用と変容」(『作新学院大学紀要』第6号、1996年、153～75ページ)によれば、留岡幸助にとって報徳思想はキリスト教受容の砧木としての意味をもった。
- 43) 仏教界との関係については、福島栄寿「仏教者と「報徳」—明治後期～大正前期の仏教界の動向と関連して」(『日本史研究』第487号、2003年、205～18ページ)を参照。
- 44) 内務省編『地方改良実例』、内務省地方局、1912年(神谷慶治監修『地方改良運動史資料集成』第五巻、柏書房、1986年)の篤志家、および神社と地方経営の項目で、数多くの事例が紹介されている。
- 45) 佐藤巖英「二宮尊徳翁と佛教」、興教書院、1907年、68～74ページ、および84～8ページ。
- 46) たとえば刊行物では、土井亀之進『二宮尊徳翁報徳教の精神』、茗溪会、1908年；岡野代忠『二宮先生報徳教』、開発社、1909年；天野雨石『報徳教』、私家版、1912年などである。
- 47) 柳田国男『定本柳田国男集』第16巻、筑摩書房、1962年、112ページ。柳田国男は岡田良一郎との論争を通して、後に「どこかに人を感激せしむる精神を具へて居るらしい」と語って報徳社の特徴を強調する。拙稿「報徳社の存立要因をめぐる考察と近代日本研究の端緒」(『京都産業大学国土利用開発研究所紀要』第11号、1990年、55～71ページ)を参照。一方、内村鑑三は著書『代表的日本人』(岩波文庫、1995年)あるいは『後世への最大遺物』(岩波文庫、1976年)において二宮尊徳を評価しているが、自身の信仰観から報徳会や留岡幸助に対して「報徳宗に対する宗教批判」を行っている。『内村鑑三信仰著作全集』第10巻、教文館、1964年を参照。
- 48) 井口丑二については、大橋博明「井口丑二と神国教—いわゆる地方改良との関連において」(『中京大学教養論叢』第19巻4号、1979年)を参照。また石田伝吉については、郡司美枝『理想の村を求めて—地方改良の世界』、同成社、2002年を参照。報徳主義思想を宗教という側面から整理した論文に、見城梯治「日露戦後～大正前期における「道徳」と「宗教」の思想的位相」(『日本史研究』第487号、2003年、167～91ページ)がある。
- 49) 相田良雄、前掲論文、1937年、51ページ。
- 50) 遠近国報徳社の展開については、海野福寿・加藤隆編『殖産興業と報徳運動』、東洋経済新報社、1978年、45～78ページを参照。
- 51) 矢崎亥八『農業報徳論』、岐阜県農会、1909年、299ページ。
- 52) 大島美津子、前掲書、1994年、296～7ページ。
- 53) 時代は異なるが、R.N. ベラーは「報徳運動は、資本の活用と蓄積を直接奨励したが、これは実に、宗教が経済的合理化に及ぼした影響を示す著しい例である。(中略)その重要な意義は、むしろ農民倫理の側にある」と述べ、報徳思想を宗教にとらえた上で、その意義を農民倫理にあったとする。R.N. ベラー著／堀一郎・池田昭訳『日本近代化と宗教倫理』、未来社、1966年、195ページ。

- 54) 京都府農会編『報徳講演集』, 京都府農会, 1908年, 2～3ページ。
- 55) このような農会は他府県でもみられたようである。北崎豊二「明治期における大阪の地主団体—『興農会』と『地主同盟会』を中心に」(木村武夫編『日本史の研究』, ミネルヴァ書房, 1970年, 469～86ページ。農会が全国的な組織となっていく過程は, 西村栄十郎編『全国農事会史』, 日進舎(印刷), 1911年を参照。
- 56) 「明治二四年の農会および農事協会等一覧表」(京都府総合資料館編『京都府百年の資料三農林・水産編』, 京都府, 1972年, 142～3ページ)。京都府は, 農業に関する先駆的な制度や組織が多い。拙稿「明治初期の高等農業教育とその定着要因—京都農牧学校の設立と展開を通して」(『京都産業大学論集人文科学系列』, 第29号, 2002年, 72～102ページ)および拙稿「明治初期京都の勸業政策とその理念: 明石博高の事績を通して」(『京都産業大学論集人文科学系列』, 第30号, 2003年, 85～119ページ)を参照。
- 57) 桑原正信「京都府農会の成立」(農業発達史調査会編『日本農業発達史』第3巻, 中央公論社, 1954年, 389～475ページ)。
- 58) 石原磯次郎「府農会創立当時の思ひ出」(大鎌邦雄解説『復刻版 京都府農会史』, 不二出版, 1988年, 1～3ページ)。
- 59) 松浦鎮次郎『岡田良平先生小伝』, 私家版, 1935年, および下村壽一『岡田良平』, 文教書院, 1943年を参照。
- 60) 中央報徳会編, 前掲書, 1936年, 156～7ページ。
- 61) 京都府農会編『報徳講演集』, 京都府農会, 1908年, 187～9ページ。このときの発起人は10名で, 京都府知事の大森鍾一, 京都市長の西郷菊次郎などが名を連ねている。大森鍾一は明治政府に採用された後, 造兵司, 陸軍省, 司法省, 太政官などで勤めている。1885(明治18)年にヨーロッパに派遣され, ドイツでグナイスト, モッセのもとで憲法・行政法・地方自治について学ぶ。その後, 内務省県治局長, 長崎・兵庫・京都各府県知事などを歴任し, 宮内省に入った後, 1923(大正12)年に枢密顧問官となる。池田宏編『大森鍾一』, 故大森男爵事歴編纂会, 1930年。京都府知事の在任期間は, 1902(明治35)年2月から1916(大正5)年4月までの約14年間に及ぶ。
- 62) 京都府農会編『報徳彙集』, 京都府農会, 1908年, 2ページ。
- 63) 二宮金次郎が国定教科書に掲載された当初は, 評判が良くなかったようである。小林千枝子「教材「二宮金次郎」の社会史」(中内敏夫他著『叢書〈産む・育てる・教える—匿名の教育史〉2家族—自立と転生』, 藤原書店, 1991年, 197～242ページ)を参照。
- 64) 京都府農会編『報徳講演集』, 京都府農会, 1908年, 10ページ。
- 65) 同上書, 56ページ。
- 66) 同上書, 163～6ページ。波多野鶴吉の経営理念については, 祖田修『地方産業の思想と運動』, ミネルヴァ書房, 1980年, 203～33ページを参照。
- 67) 京都府立総合資料館編『京都府百年の年表3農林水産編』, 京都府, 1970年, 152ページ。
- 68) 三大模範村は, 稲取村の他に, 宮城県名取郡生出村(現仙台市), 千葉県山武郡源村(東金市)である。井上会編『井上博士と地方自治』, 全国町村長会, 1940年, 10ページ。これらの村の事績は, その村の名望家の事績とともに, 地方改良の模範として, 多くの刊行物で紹介される。
- 69) 大島美津子, 前掲書, 1994年, 298～9ページ。
- 70) 稲取村の展開については様々な評価がなされているが, とりあえず, 江守五夫「明治期模範村と老農の研究(その一)(その二)」(『法律論叢』, 第41巻, 1968年, 151～93ページ, 第42巻, 1969年, 93～122ページ), 江守五夫「地方改良運動における村落共同体の再編成—明治期模範村の実態調査をとおして」(高橋幸八郎編『日本近代化の研究 上』, 東京大学出版会, 1972年, 371～97ページ)を参照。また稲取村の相互扶助組織は, 片山潜(1859-1933)によって評価される。佐々木隆爾「報徳社運動と軍国主義—片山潜「伊豆の稲取村」を素材として」(木村武夫編, 前掲書, 1970年, 451～68ページ)を参照。なお, 杉山報徳社については拙稿「農村地域における報徳社組織の展開過程」(『農林業問題研究』, 第17巻3号, 1981年, 37～44ページ)を参照。
- 71) 京都府何鹿郡報徳会編『稲取美談』, 京都府何鹿郡報徳会, 1909年, 92ページ。
- 72) その具体的な内容については内務省編「第一回地方改良事業講演集 上・下」(神谷慶治監修, 前掲

書、第四巻、柏書房、1986年)を参照。

- 73) 京都府内務部編『京都府地方改良講演集』、京都府内務部、1912年、14～5ページ。
- 74) 「京都府地方改良講演会並展覽会録事」(同上書、付録、21ページ)。
- 75) 大森鍾一『自治制々定之顛末』、中央報徳会、1915年、23～4ページ。大森鍾一は、自分が自治という用語をかなり早い時期(明治11年頃)から使っていたと主張する。
- 76) 「部落」という用語も、モッセが起草した法文草案にあったドイツ語 Gemeinde を、荒川邦蔵が翻訳したときに採用された官製用語である。川本彰『むらの領域と農業』、家の光協会、1983年、270ページ。
- 77) 中川望「地方改良の要道」(京都府内務部編、前掲書、1912年、68～71ページ)。地方改良運動と町村是調査との関係については、佐々木豊「研究解題 地方改良運動と町村是調査」(神谷慶治監修『地方改良運動史資料集成』第一巻、柏書房、1986年、5～84ページ)を参照。
- 78) 矢作栄蔵は経済学部で農業政策を担当していたが、帝国農会などの各種委員を兼ねていて休講が多く、その上、講義ノートは約20年間も変わらなかったという逸話が残っている。竹内洋『大学という病—東大紛擾と教授群像』、中央公論新社、2001年を参照。
- 79) 矢作栄蔵「農村改良に関する実行問題」(『斯民』、第10編2号、1915年、65ページ)。
- 80) 『二宮尊徳全集』全36巻の多くは、農村復興のための調査記録を集大成したものである。
- 81) 森恒太郎『町村是調査指針』、丁未出版社、1909年、序2ページ。
- 82) 大鎌邦雄解説、前掲書、1988年、65～9ページを参照。
- 83) 田中慶介「郡是町村是の率先」(『斯民』、第2編3号、1907年)；森恒太郎「町村是調査の要項」(『斯民』、第4編11号、1909年)；藤井雅太「郡是並村是の要領」(『斯民』、第5編4号、1910年)などである。
- 84) 佐々木豊、前掲論文、1986年、172～80ページを参照。町村是調査に関する様々な評価は、この論文に多くを負っている。
- 85) 内務省編『地方改良事業講演集 上』、内務省、1909年、546ページ(神谷慶治監修、前掲書、第四巻、柏書房、1986年、147ページ)。
- 86) 内務省編『地方改良実例』、内務省地方局、1912年(神谷慶治監修、前掲書、1986年)。
- 87) 京都府立河守蚕業学校『京都府立河守蚕業学校一覽表』、京都府立河守蚕業学校、1936年。
- 88) この報徳社が何鹿郡では最も早く設立された報徳社であり、郡内の他村では大正時代の後半期に報徳会が設立されている。京都府何鹿郡教育部會『何鹿郡誌』、京都府何鹿郡教育部會、1926年、321ページ。
- 89) 地方レベルでは京都の事例以外にも、特徴的な事例がある。たとえば、報徳会を通して農業実践レベルで報徳主義を再編した宮城県の事例がある。岡田洋司・山本悠三、前掲論文、1982年、205～228ページ。また静岡県報徳社活動の影響を受けて、報徳主義を再編した岐阜県の事例がある。矢崎玄八、前掲書、1909年を参照。
- 90) 神谷慶治監修、前掲書、第一巻、1986年を参照。
- 91) 一木喜徳郎、前掲書、1954年、115ページ。
- 92) これは現在の地域活性化においても重要な要因である。拙稿「山間農業地域の活性化と産地形成：和歌山県南部川村の事例を通して」(『京都産業大学大学院経済学研究科 ORC 地域プロジェクト・Discussion Series』、No. 4、2003年)を参照。
- 93) 橋川文三、前掲論文、1976年、131ページ。
- 94) 拙稿「つくられた二宮尊徳—模範的人物像の流布について」(吉田光邦編『一九世紀日本の情報と社会変動』、京都大学人文科学研究所、1985年、509～26ページ)を参照。
- 95) 農業の場合、この時期に補助金による誘導が本格化する。しかし国庫補助金は総花的にならざるをえず、それは零細補助金の件数増加となって現れている。長妻廣至『補助金の社会史—近代日本における成立過程』、人文書院、2001年、306～49ページを参照。
- 96) 那須皓「農村問題と青年團」(『斯民』、第11編7号、1916年、44ページ)。
- 97) 徳川達孝「大正思想の流れを憂慮す」(『斯民』、第8編9号、1913年、4ページ)。
- 98) 報徳主義と農本主義との関係については、桜井武雄『日本農本主義』、青史社、1974年、および綱沢

- 満昭『日本の農本主義』, 紀伊國屋書店, 1980年を参照。
- 99) 水野鍊太郎「地方當局者に望む」(『斯民』, 第13編2号, 1918年, 7ページ)。
- 100) 東敏雄『勤労農民的経営と国家主義運動』, 御茶の水書房, 1987年, 243～79ページを参照。
- 101) 賀川隆行「地方改良事業の社会的基盤」(『歴史学研究』, 第408号, 1974年, 18～32ページ, および伊藤孝夫「明治末期の改良運動(一)(二)―「勤勉」の系譜」(『法学論叢』, 第123巻3号・6号, 19～44ページ, 22～48ページ)を参照。
- 102) たとえば、『斯民』は1910(明治43)年に売上部数が12,000～13,000部に達しているが, 1914(大正3)年には8,000部にまで落ち込んでいる。さらに田子一民によれば, 「大正二年に内務省に転じて来たが, 省内の空気には反地方改良事業とまでいかなくとも, 講演や, 講習を軽じたり, 今少し進めば非難したり, 冷笑したりする人々も中に多くあった」という。酒田正敏, 前掲論文, 1980年, 13～5ページ。

The Change of Houtoku Thought and the Subject of National Policy — Through the Community Development Policy in Kyoto Prefecture —

Nobuhisa NAMIMATSU

Abstract

It is commonly accepted that the Imperial rescript (Boshinsyouso) after the Russo-Japanese War didn't prove its effectiveness, and also the community development policy (Tihou-kairyuu-undou) didn't attain the policy-making body's aim. The policy-making body was the Ministry of Home Affairs (Naimusyou), and the thought of Houtokuism was the ideological basis of this policy. This Houtokuism strengthened the system controlled by landowners.

But of course the thought of Houtoku and Houtokuism aren't the same. The former was the practical thought which Sontoku Ninomiya made through the rural reconstruction works, and the latter was the abstract thought which the bureaucracy made through the establishment of the local autonomy. Therefore Houtokuism got the unique characters; popularity, non-politics, non-independence, and emphasis on social organizations. Houtokuism also came to a kind of religion.

In Kyoto Prefecture the local government didn't spread the religious Houtokuism, but tried the infiltration of this thought by three works; enforcement of the short lecture, collecting of many exemplary cases about development of a village, and commendation for the model villages or persons. This purpose was not only to establish the local autonomy, but also to intensify the bureaucracy. Though the community development policy had many problems, the originators of this policy lead to investigate the actual situation of town and country, moreover to enrich the content of home training and social education.

The community development policy was a little effective for the actual state, and the population in many districts interpreted the policy as morals, for example it was said that the government promoted thrift and saving. Houtokuism came to a kind of moral law because of this.

keywords: Houtokuism, Houtoku Association, Ministry of Home Affairs, community development policy, Kyoto